

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「2 被保険者証及び資格証明書の引渡し」を「2 資格確認書等の引渡し」に、「3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付」を「3 資格確認書等の返還の受付」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。